産業厚生建設委員会会議録(令和3年6月17日)

出席委員 尾崎委員長 角川副委員長 脇坂委員 浦田委員 開田委員 中川委員 髙橋委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 網谷産業民生部長 岩城建設部長 黒川農林課長 結城市民健康センター所長 澤口建設部参 事 石川市民課長 石坂生活環境課長 石川福祉介護課長 長崎商工水産課長 小川観光課長 高倉まちづくり課長 薮岸空家等居住対策課長 荒俣公園緑地課長 北島建設課

長 長瀬上下水道課長

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 高川局長補佐

午前10時00分開会

尾崎委員長 ただいまから、令和3年6月定例会産業厚生建設委員会に付託された案件を 審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

脇坂章夫委員、角川真人副委員長にお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第27号、議案第29号、議案第31号、議案第33号、議案第34号及び議案第36号の6 議案を一括して議題といたします。

まずは、予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算案の説明については、全体委員会でのみとすることとなっております。よって、議案第27号 令和3年度滑川市一般会計補正予算(第1号)及び議案第36号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて 専決第5号 令和2年度滑川市一般会計補正予算(第9号)については、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

尾崎委員長 ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。 ありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長ないようでしたら、引き続き予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第29号 滑川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、順次、当局より説明願います。

長崎商工水産課長 それでは、議案集29-1ページをご覧ください。

議案第29号 滑川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案資料集でご説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

条例の改正の理由といたしましては、所得税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、租税特別措置法が一部改正されたことから、当該条例において引用している部分について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、条例第2条におきまして、引用法令であります租税特別 措置法の改正に伴う規定の整理、項の繰下げでございます。

5ページに新旧対照表を載せております。

なお、施行期日につきましては公布の日。ただし、令和3年4月1日から適用するも のでございます。

以上になります。

石川市民課長 それでは、議案集の31-1ページをお願いいたします。

議案第31号 滑川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。 説明は資料集にてご説明いたします。

資料集の10ページをお願いいたします。

改正理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正によりまして、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されることに伴い、滑川市手数料条例における個人番号カード等の再交付手数料に関する規定が不要となるため、一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、まず第2条関係でございます。個人番号カード等の再交付 手数料に係る規定の削除についてでございまして、第5号で規定しております個人番号 カード及び第6号で規定しております通知カードの再交付手数料を削除し、第7号以下 の号番号を順次、2号ずつ繰り上げるものでございます。

施行期日は、令和3年9月1日であります。

なお、新旧対照表につきましては説明を省略させていただきます。

石川福祉介護課長 続きまして、議案書33-1ページをお願いいたします。

議案第33号 滑川市重度心身障害者等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定 についてでございます。

資料集の17ページをお願いいたします。

17ページ、重度心身障害者等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定でございます。

改正理由といたしまして、平成30年度税制改正による個人所得課税の見直しに伴い、 重度心身障害者等医療費助成制度におきましても、意図せざる影響や不利益が生じない ように、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、所得制限の判定に用いる合計所得金額の算定方法を現行と 同水準とするために、助成対象者の属する世帯内で、給与所得または公的年金等に係る 所得を有する者が存在する場合、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合 計額から10万円を控除するものでございます。

施行期日は公布の日。ただし、令和2年以降の年の所得の額の算定について適用する ものでございます。

実務といたしまして、65歳未満の方が新たに受給資格の登録を受ける場合に、1月から6月までに申請された場合は、前々年、令和元年の合計所得金額を用いまして、7月から12月までの場合には前年分の合計所得金額を用いるということで、実際には7月以降、適用になるものでございます。

新旧対照表につきましては省略させていただきます。

石川市民課長 続きまして、議案集の34-1ページをお願いいたします。

議案第34号 滑川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでご ざいます。

資料集にて説明をいたします。

資料集の20ページをお願いいたします。

改正理由につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和3年1月1 日に施行されたことから、当該条例において引用している部分等について、所要の改正 を行うものでございます。

改正内容につきましては、1点目といたしまして、第21条関係でございますけれども、 個人所得課税の見直しに伴う改正についてでございます。

個人所得課税が給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げるとされたことに伴いまして、所得情報を活用している国民健康保険税の算定において意図せざる影響や不利益が生じないようにするもので、軽減判定所得の算定において、基礎控除相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、世帯に給与所得者または年金所得者が2人以上いる場合は、当該給与所得等の数の合計から1を減じた額に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。

2点目といたしましては、附則関係でございますが、公的年金等所得に係る保険税の 減額賦課の特例についてでございます。

公的年金等控除額の適用を受けた65歳以上の者に係る所得について、読み替え規定を 記載しておりますけれども、公的年金等の控除を10万円引き下げられたことに伴う修正 でございます。

なお、施行期日につきましては公布の日としておりまして、今年度の国民健康保険税 から適用するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては説明を省略させていただきます。

尾崎委員長 質疑に入ります。

質疑のある委員の方は、挙手の上、発言願います。

(質疑する者なし)

尾崎委員長ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論をご希望される委員の方は、お申出をお願いします。

(討論する者なし)

尾崎委員長お申出がないので、討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第27号、議案第29号、議案第31号、議案第33号、議案第34号及び議案第36号の6

議案を一括して採決を行います。

議案第27号 令和3年度滑川市一般会計補正予算(第1号)

第1表 歳入 所管部分

歳出 第2款 総務費(但し、生活環境課所管分)

第6款 農林水産業費

第8款 土木費

第2表 地方債補正

議案第29号 滑川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税 に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 滑川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 滑川市重度心身障害者等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定に ついて

議案第34号 滑川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて

専決第5号 令和2年度滑川市一般会計補正予算(第9号)

第1表 歳入 所管部分

歳出 第3款 民生費(但し、福祉介護課所管分)

第6款 農林水産業費

第8款 土木費

第2表 地方債補正

賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

尾崎委員長 賛成全員。よって、付託案件、議案第27号、議案第29号、議案第31号、議案 第33号、議案第34号及び議案第36号の6議案については、原案どおり可決または同意す べきものと決定いたしました。

午前10時13分議決

尾崎委員長 以上で、付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他事項で当局から何かありましたらお願いします。

北島建設課長 それでは、建設課から、第1坪川踏切拡幅工事について説明をさせていた

だきたいと思います。

お配りしております資料をご覧ください。

第1坪川踏切は、あいの風とやま鉄道滑川駅の東側、中野島と滑川漁港を結ぶ市道中 野島坪川線とあいの風とやま鉄道線及び富山地方鉄道線が交差する踏切でございます。

資料の裏面をご覧ください。

本踏切は、通勤時間帯には多くの車両が往来しておりますが、踏切幅員が約2.7メートルと狭隘であり、車両と歩行者が擦れ違うことのできない大変危険な踏切となっておりまして、地元からも拡幅要望が出されておりました。

平成29年1月には、踏切改良法に基づく改良が必要な踏切に指定されたことから、本市は本踏切45メートルを含みます約400メートルの区間について、歩道整備を含む幅員9.5メートルの道路拡幅をする市道中野島坪川線道路改良工事に平成30年度着手したところでございます。

なお、踏切改良工事に係る全体事業費は4億であります。

市は、事業着手後、鉄道事業者2社と必要な協議を重ねてきたところでありますが、 このほど踏切拡幅工事実施に係る協議が完了したため、工事受託に係る基本協定をそれ ぞれと締結することといたしたくご報告いたします。

なお、あいの風とやま鉄道との基本協定額が約2億8,000万円を予定しているため、今後、契約議案を上程する予定としているところでございます。

第1坪川踏切工事に関しましては以上でございます。

尾崎委員長 ほかにないですか。

高倉まちづくり課長 それでは、まちづくり課からは、今月14日に行われました中滑川駅 前エリア整備事業の施設の建築工事における入札の結果についてご報告させていただ きますので、よろしくお願いいたします。

資料等は特にございません。

定例会でも中川議員の代表質問でお答えしましたとおり、1回目の入札不調を踏まえ、市場における実勢価格の把握に努め、見積り単価や仕様、設備等の設計の見直しを行いまして、一般競争入札の方法で再度入札を実施いたしました。ですが、予定価格を下回らず不落となったものであります。

今後の対応方針については現在、検討中としておりますが、方針等が決まり次第、改めて当委員会にご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいた

します。

まちづくり課からは以上となります。

尾崎委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑のある委員の方は、挙手の上、発言願います。

中川委員 この中滑川の事業ですが、予定価格を上回ったということですが、どのような 点が価格的に高く出されたのか言ってちゃもらえんがか。例えば電気工事とか配管やと か、いろいろな事業があると思うんですが、どういったところが。

高倉まちづくり課長 現在、それにつきましては内部で精査中であります。

尾崎委員長 よろしいですか。

中川委員 それ以上は聞けない。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

開田委員 じゃ、この後はどういうふうになるんですか。駄目でしただけじゃなくて、来 年の3月までにできないとすれば、その後の動きはどういうふうに想定されますか。

高倉まちづくり課長 現在、2回の入札結果を踏まえ、今後の対応方針についても検討中であります。方針等が決定次第、改めて当委員会でご説明させていただきます。

尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

委員から何か。

- **角川副委員長** 一般質問におきましてPCR検査の保険適用のことについて尋ねたところ、 把握しておられなかったということで、そのことについて確認されたことがあれば、あ とは、それについて何か検討とかされるのかどうか、そういったこともあればお聞きし たいと思うんですが。
- 石川福祉介護課長 質問を受けた段階で福祉介護課では把握していなかったために、その後、調べさせていただきました。議員からご提案のありましたものにつきましては、一般の方が発熱外来を受診された場合に、医師の判断により診療の一環として検査を行うことが妥当だとする場合には、まず保険適用をした上で、その残りの分については、ほかの行政検査と同様の観点で、本人に検査費用の負担を求めず公費で見るということで、行政検査が全額公費負担と同様に、発熱外来の場合にも購入負担分は公費で見ますというものの説明文書でございました。ですので、施設等の職員全員に対してPCR検査を

するときの助成制度といった類いのものではございませんでした。

昨年の12月の補正で予算計上させていただいたところは皆さんもご存じかと思うんですが、高齢者ですとか基礎疾患を有する方については、感染警戒地域への往来や、感染警戒地域の人と接触があった場合等の不安事象がある者に対してはPCR検査について助成制度がありますということで、それにつきましては、昨年度12月補正、今年度は当初予算で計上しまして、昨年度はその制度を利用して3名の方が実際検査を受けられたところでございます。

そういったことで、全員に対するPCR検査に関する助成がないものですから、今後も施設の方々には、衛生管理等、引き続き徹底していただくことをお願いしまして、7 月中旬にはワクチン接種も実施する運びとなっておりますので、十分に対応は続けていただくことをお願いしている状況でございます。

以上です。

角川副委員長 今回の質問は、入所施設の職員だとか在宅介護の職員に対するワクチンが優先されるというのをまだ把握していなかったときにつくった質問だったので、ああいう内容になったんですけど、私たちみたいな若い世代には、ワクチンがいつまでに回ってくるか分からない状況ですので、市民全体で、そういったPCR検査を受けやすくできる制度があるよというのを広めたいのもあって今回取り上げたんです。ですので、当然ワクチンなどで対応するのは当たり前なんですけど、それと一緒に今の感染状況を把握することも大事ですので、ぜひともそういった制度があることを周知して、これからもしっかりと対応していっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

尾崎委員長 答弁は求めませんか。

角川副委員長 大丈夫です。

尾崎委員長 ほかに委員から。

開田委員 私の質問の中で、有機米あるいは減農薬も含めた給食ということを質問させていただきました。たまたまその質問を見ていた人から、実を言ったら6月21日、農林水産省から令和3年度自治体向けオーガニックセミナーを開催しますという、こういうのが来たんです。頂きましたので、ぜひこういうところでも研修していただきたいなと思っております。

ちょうど農水省の大臣は野上先生だし、富山県の副知事さんも農水省から来ておられる女性の方だし、市長さんの一番言う食育にぴったりのような気もするし、ぜひ研修し

ていただきたいという思いです。いかがでしょうか。

黒川農林課長 今、議員ご指摘の研修会につきましては、こちらにも案内が来ておりまして、合議として教育委員会、学校給食のほうへも回しておりますので、できるだけ研修を受けたいと考えております。

開田委員 ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

尾崎委員長 ほかに委員の方、ありませんか。

中川委員 管轄以外の質問をしてもいいですか。

尾崎委員長 答弁者はおられますか。

中川委員 市長に聞けばいいがいけど。

尾崎委員長 どうぞ。

中川委員 総合体育館の条例の改正の中で、今回、高齢者団体あるいはスポーツ活動で年間を通して体育館を利用する人を割引することになっているんですが、市長が認める高齢者団体というのは、例えば5人でチームをつくってスポーツを楽しむような方とか、10人とかいろいろあると思うんですが、どの辺を指しておられるのか。

上田市長 その辺は担当課でないと、細かいことは、私は掌握していません。

浦田委員 管轄外だ。

上田市長 管轄外。だから、担当がおれば答えます。

尾崎委員長 担当がいないということでありますので、お願いいたします。

ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 ないようですので、以上で産業厚生建設委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時27分閉会